

龍ヶ崎市告示 第 93 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、竜ヶ崎・牛久都市計画生産緑地地区を変更したので、同法第20条第1項の規定に基づき告示し、同条第2項の規定に基づき、当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

令和7年3月31日

龍ヶ崎市長 萩 原



1 都市計画の種類

生産緑地地区

2 都市計画を変更する土地の区域

龍ヶ崎市 平台一丁目の一部

3 縦覧場所

龍ヶ崎市役所都市整備部都市計画課

竜ヶ崎・牛久都市計画 生産緑地地区の変更（龍ヶ崎市決定）

都市計画生産緑地地区を次のように変更する。

名称		面積（ha）	備考
番号	生産緑地名称		
1	大徳第1号生産緑地地区	約0.12	
2	大徳第2号生産緑地地区	約0.14	
3	六斗蒔第1号生産緑地地区	約0.07	
4	姫宮第1号生産緑地地区	約0.13	
5	姫宮第2号生産緑地地区	約0.06	
6	馴馬第1号生産緑地地区	約0.19	
7	入地第1号生産緑地地区	約0.13	
8	入地第2号生産緑地地区	約0.42	
9	入地第3号生産緑地地区	約0.15	
10	入地第4号生産緑地地区	約0.16	
13	南中島第3号生産緑地地区	約0.23	
14	南中島第4号生産緑地地区	約0.08	
15	南中島第5号生産緑地地区	約0.29	
16	南中島第6号生産緑地地区	約0.06	
17	南中島第7号生産緑地地区	約0.22	
18	川原代第1号生産緑地地区	約0.15	
19	川原代第2号生産緑地地区	約0.20	
20	川原代第3号生産緑地地区	約0.06	
21	川原代第4号生産緑地地区	約0.08	
23	佐貫第2号生産緑地地区	約0.15	
27	庄兵衛新田第1号生産緑地地区	約0.05	
29	平台第1号生産緑地地区	約0.22	
32	長山第1号生産緑地地区	約0.42	
33	長山第2号生産緑地地区	約0.22	
34	貝原塚第1号生産緑地地区	約0.07	
35	貝原塚第2号生産緑地地区	約0.10	
37	貝原塚第4号生産緑地地区	約0.06	

40	羽原第 1 号生産緑地地区	約0.07	
41	羽原第 2 号生産緑地地区	約0.16	
42	羽原第 3 号生産緑地地区	約0.06	
43	八代第 1 号生産緑地地区	約0.15	
44	八代第 2 号生産緑地地区	約0.29	
45	八代第 3 号生産緑地地区	約0.66	
47	八代第 5 号生産緑地地区	約0.08	
48	八代第 6 号生産緑地地区	約0.07	
49	貝原塚第 7 号生産緑地地区	約0.05	
50	羽原第 4 号生産緑地地区	約0.09	
合計		約5.91	

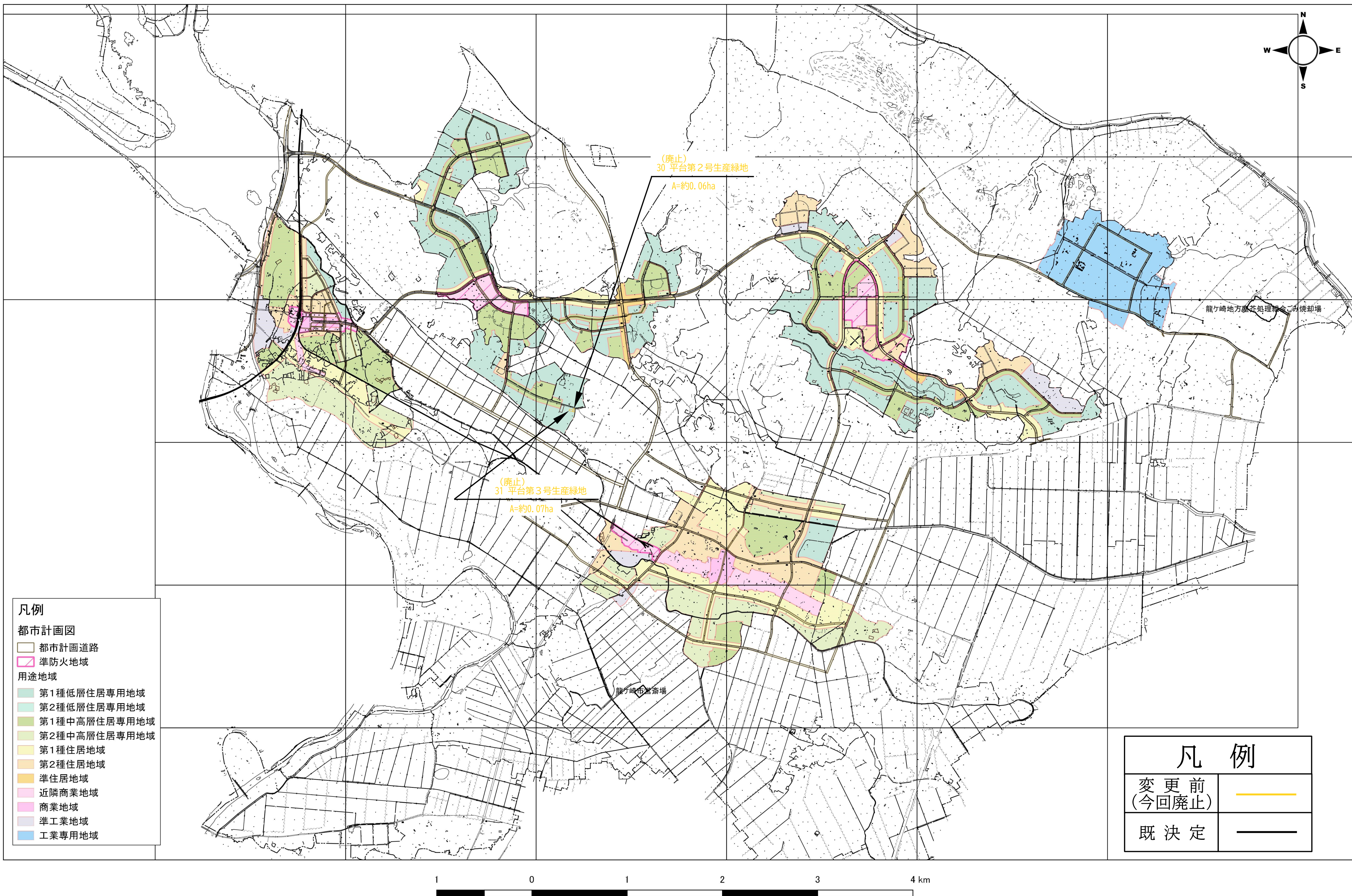
「位置及び区域は計画図表示のとおり」

【理由】

竜ヶ崎・牛久都市計画生産緑地地区のうち、生産緑地法第14条の規定により、行為の制限解除が行われたため、平台第 2 号生産緑地地区、平台第 3 号生産緑地地区を廃止する。

1:25,000

竜ヶ崎・牛久都市計画 生産緑地地区の変更 総括図



凡例

都市計画図

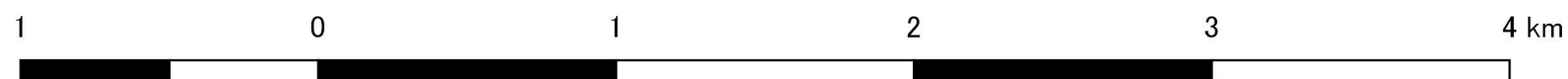
都市計画道路

準防火地域

用途地域

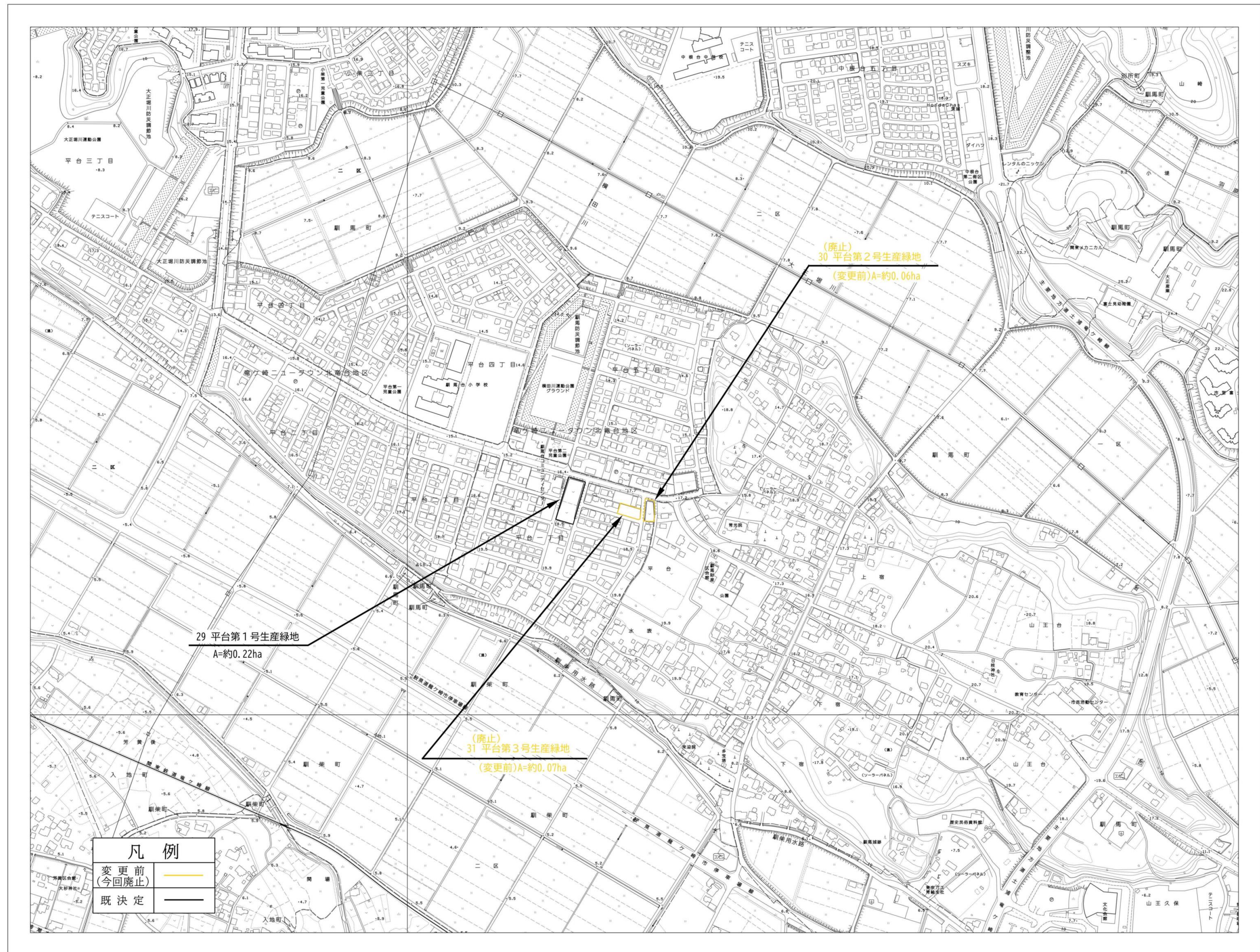
- 第1種低層住居専用地域
- 第2種低層住居専用地域
- 第1種中高層住居専用地域
- 第2種中高層住居専用地域
- 第1種住居地域
- 第2種住居地域
- 準住居地域
- 近隣商業地域
- 商業地域
- 準工業地域
- 工業専用地域

凡 例	
変更前 (今回廃止)	
既 決 定	



竜ヶ崎・牛久都市計画 生産緑地地区 計画図

1:2,500



記 号

	普通建物	△ 37.2	三角点
	堅ろう建物	■ 12.04	水準点
	無壁倉	● 14.8	主要点及び標石 のある観測点
		・ 25.6	標石のない 標高点
		・ 18.7	図化標高測定 による標高点

[illegible]

② 標準圖
 2020-1-3/37

界線通流
 界線
 足跡通
 (註記付)
 歩道・分岐路
 標高表示
 標高表示
 人工科渠
 土堤整

界線通流
 界線
 足跡通
 (註記付)
 歩道・分岐路
 標高表示
 標高表示
 人工科渠
 土堤整

—— 市界、特別区界
 —— 町界
 —— 村界
 —— 市界、特別区界
 —— 町界
 —— 村界

天	田	○	その他の 雑木類	山	荒地
ハ	田	○	芝地	山	はいり地
マ	さとうきび畑	○	公園 緑地		管理地
メ	桑畑	A	針葉樹林		しょうじく 雑草林
ミ	果樹園	A	広葉樹林		
ム	果樹園	A	竹林 (塩)		塩田
モ	栗園	▽	栗園		湿地
ロ		▽			



座標系は平成14年国土交通省告示第9号の規定による第Ⅹ座標系
投影は横メルカトル図法
図郭に表示してある座標値はキロメートル単位
方眼は0.5キロメートル間隔
高さの基準は東京湾の平均海面
等高線の間隔は2メートル

平成28年測量  1. 撮影 平成27年 1月
2. 現調 平成27年 8月
3. 測図 平成27年11月

本図面は、定型図郭1/2500都市計画基本図とは施設等の表記方法が異なる場合があります。

1:2,500

この測量成果は、国土地理院長の助言を受けて得たものである
(助言番号) 平27関公第168号

計画機関名 龍ヶ崎市



作 業 機 関 名 朝日航洋株式会社